平成２２年（フ）第３１６号
松山市松前町３丁目２番地11
債務者　中野　弘雄
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３１８号
愛媛県松山市北久米町50番地12　サンシャインハイツ101号
債務者　宮上　英紀
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３１９号
愛媛県松山市菅沢町乙216番地
債務者　北谷　義友
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２８７号
高知市一宮東町５丁目34番45号　コタニハイツ１Ｆ東
債務者　楠本　春美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０３号
高知市潮見台１丁目2715番地
債務者　中西　法子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９１号
高知市春野町東諸木554番地
債務者　岩田　浩英
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９３号
高知市一宮中町２丁目８番10―２号　ハイツ薫Ⅱ102号
債務者　森本　真二
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４０９号
高知市朝倉己781番地８
債務者　三瀬　英展
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４１４号
高知市北竹島町103番地23
債務者　古田　貴治
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４１７号
高知市介良丙560番地１
債務者　鍋島　光子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２１号
高知市一宮中町３丁目24番11号
債務者　益本　和美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２５号
高知県南国市三畠116番地の１
債務者　浜田　義弘
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４５号
高知市一宮東町５丁目22番15号
債務者　又川　利広
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７１号
福岡県田川郡福智町弁城4010番地、前住所福岡県飯塚市新飯塚19番17号　エバーライフ新飯塚703号
債務者　稲富　聖宗
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第８７号
福岡県飯塚市伊岐須103番地１、住民票上の住所福岡県大野城市東大利１丁目４番７号ラフィーネ25―105号
債務者　岩田　美幸
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１０６号
佐賀県西松浦郡有田町蔵宿丙3989番地１
債務者　井上　義勝
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１３５号
佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内１丁目３番16号
債務者　岸川　直子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１１５号
宮崎県都城市鷹尾３丁目30街区13号　西借屋１号棟
債務者　奥村　次男
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部